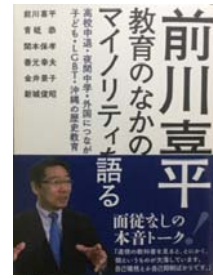


## 前川喜平 教育のなかのマイノリティを語る

写真は前川喜平さんと5人の「その道のプロ」による対談集。対談のテーマは、高校中退・夜間中学・外国につながる子ども・LGBT・沖縄の歴史教育。それぞれ重いテーマだが、「面従なしの本音トーク」により、問題が浮き彫りにされる。前川さんの思いも、トークの中からくっきりと見えてくる。前川さんらしい、なんとも温かくて鋭い、読み応えのある対談集である。



示唆に富む対談を紹介したいが、ここでは「まえがき」の最初だけにとどめておく。憲法には、「能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」(第26条)と書かれています。能力というと、つい、ある、ないととらえがちですが、ここはさまざまな能力に応じてと解釈すべきだと思います。能力とは、今回の5つの対談のなかでも話してきたように単一の尺度で測れるものではなく、一人ひとりがそれぞれ多種多様な能力をもっています。むしろ能力ということばよりも個性というほうがいいのかもかもしれません。それぞれの個性に応じてひとしく、このひとしくということばはもれなくという意味で、誰もが同じ内容・形式の教育を受けるということの意味するものではありません。誰もがそれぞれの個性に応じて教育を受ける権利をもっているはずですが、現実にはそれが実現されていません。とくにそれが実現されないケースが多いのはマイノリティの人たちに対してといえるでしょう。均質な人材を大量に育成しようという近代的な政治・経済の要請に従った教育政策のなかで、置き去りにされた人たちがたくさんいました。国の都合で行なわれてきた教育行政のなかではじきだされ、置き去りにされ、ほったらかしにされ、差別されてきた人たちが教育のなかのマイノリティだと思います。マイノリティは、行財政的にみればコストがかかる部分です。従来の教育行政のなかでは、学習要求があるにもかかわらず無視されたり、国の政治の都合でほったらかしにされたりしてきました。

私は憲法の理想を実現することが行政の仕事だと思っていました。しかし、マイノリティの子どもたちの教育の機会を保障することが文科省の仕事のなかでもできていなかったという気持ちをずっともちつつ、十分できないまま退官してしまいました。課題はたくさん残っています。そのなかの5つを選んで今回の対談集にまとめました。もちろん教育のなかのマイノリティは、この5つに限定されるわけではありません。本1冊分という制約のなかでやむなく5本にとどめざるをえなかったのです。

対談集の5つのテーマは、これまであまり注目してこなかった分野であり、多くの知見を得ることができた。教育のなかのマイノリティという点では、最近では障害児・者の教育問題に関心がある。先日の「障害児の全国高校交流集会」もその一つだ。

(2018年10月9日)